

国の追加物価高騰対策への対応について

1 趣旨

国において、令和6年度税制改正と併せて、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、「低所得者支援及び定額減税を補足する給付」を実施する方針が令和5年12月14日に決定され、このうち、①住民税均等割のみ課税世帯への給付、②低所得者の子育て世帯への加算給付（こども加算）については、令和6年以降可能な限り速やかに支給を行うことを目指すとの方針が示されるとともに、当該給付に対応するための予備費の支出が同月22日に閣議決定されました。これを受けて、本市としては当該給付を早急に実施します。

2 給付対象世帯・給付額

① 住民税均等割のみ課税世帯への給付（約1万5,000世帯）

令和5年度住民税均等割のみ課税世帯に対し、1世帯当たり10万円を給付

② 低所得者の子育て世帯への加算給付（こども加算）（約1万9,000人）

令和5年度住民税均等割非課税世帯及び令和5年度住民税均等割のみ課税世帯のうち、同一世帯に18歳以下の児童がいる世帯等に対し、当該児童1人当たり5万円を加算し給付

3 給付時期

(1) 上記2①の給付

申請に基づき2月下旬から支給を開始

(2) 上記2②の給付

ア 令和5年度住民税均等割非課税世帯に対する給付金（1世帯当たり7万円）で口座情報が確認できている世帯等

2月中旬から支給を開始（申請不要）

イ その他の世帯

申請に基づき可能な限り早期に支給

4 補正予算額

25億1,600万円（国庫補助率10/10）	
〔	給付費（上記2①） 15億円
	（上記2②） 9億5,000万円
	事務費 6,600万円
〕	

5 今後の予定

1月中旬 支給通知の作成事務等に着手

2月中旬 上記2②給付金の支給（上記3(2)アに該当する世帯）

2月下旬 上記2①給付金の支給